

# ヴィンセドールフットサルスクール 会則

## ヴィンセドール特化スクール

### 第1条 名称・所在地

当スクールは、一般社団法人FSVスポーツアカデミーが運営管理しているヴィンセドールフットサルスクール・ヴィンセドール特化スクール（以下スクールという）と称し、事務局を石川県白山市内に置く。（以下会員とは、スクールに入会しているスクール生にあたります）

### 第2条 趣 旨

本スクールは、幼児から中学生までの個人の成長にあわせて指導による少年少女たちの健全な育成と運動能力の可能性を高めていくことを本クラブの目的とする。また、フットサル、フットボールを生涯スポーツととらえ、地域に根差したスポーツ文化の発展・活性化への寄与を目的とする。

### 第3条 構 成

本スクールは、幼児（3歳～）・小学生・中学生の各年代の会員により構成される。

### 第4条 入会資格・手続

本スクールに入会できる者は、心身ともに健康であり、保護者も本規約に準ずることを承諾し、本スクールが入会に適すと認めた者とする。入会許可者は、所定の会員申込書に記入捺印し、所定の方法で入会諸費用を納めることとする。

### 第5条 活動期間

本スクールの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

### 第6条 会 費

会費は、別に定める会費及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。また、一旦納めた入会金・年会費・月会費等はいかなる理由があっても返還はしない。事前の承認を得ず、3ヶ月以上月会費および諸費用の支払いが滞った場合退会させることができる。

### 第7条 休会・退会

何らかのやむを得ない事由により1ヶ月以上の期間、スクールを欠席する場合のみ、原則としてその旨を事務局へ申請し、休会届を提出すること。本スクールを退会する場合にも、原則として退会する1ヶ月前までに申し出て、退会届を提出しなければならない。なお休会、退会の申し出および書類提出が期日より遅れた場合は休会・退会を希望する月の月会費を払うものとする。また、退会後再入会する場合は再度入会金および年会費、月会費を支払わなければならない。

### 第8条 振替制度

臨時休講の際は原則として振替日を設定することとする。その際は振替日が翌月移行になる場合がある。また、原則として自己都合による欠席の場合は「振替」「補講」は行わない。

### 第9条 通知義務

会員は住所、電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本スクール事務局に報告しなければならない。

### 第10条 保 険

本スクール生は入会と同時に、本スクールが指定する傷害保険（年度ごと更新）に全員加入する。加入の手続きは本スクールが行う。

〔傷害保険概要〕 通院保険金：ケガで通院の場合、通院日数1日につき1,500円

入院保険金：ケガで入院の場合、通院日数1日につき4,000円 これ以上の補償を必要とされる方は別途個人で保険にご加入ください

### 第11条 負傷時処置・免責

会員が本スクールの練習中、または試合中に負傷等した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については、加入の傷害保険の範囲内で対応する以外は本スクールでは責任を負わない。また、本スクール内で起きた事故、盗難、物損について本スクールは賠償を負わない。

### 第12条 除 名

本スクールは、本規約に違反、名誉を損なう等、会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

### 第13条 休講・閉鎖

本スクールは天災地変、社会情勢の変化、そのほかクラブ通常の継続が困難となる事由が生じたときは、無条件に休校、もしくは閉鎖することができる。月会費は一旦徴収したのち、後日返金対応、振替対応となる場合がある。

### 第14条 登 録

本スクールではサッカー協会等への選手登録は行わず、他の少年団やクラブチームへ登録し、そちらで公式戦に出場することができる。

### 第15条 会員遵守事項

会員は本規約を遵守するとともに、本スクールの指導者の指示に従うこととする。または社会規範に反する行動や本スクールのほかの会員に迷惑をかけた者に対しては、相当期間、本スクールへの参加不許可または、退会を指示できる。

### 第16条 写真・映像の使用

本スクールでは、スクール活動を撮影した写真や映像等をクラブ広報・報告などのプロモーションに使用する場合がある。

### 第17条 個人情報取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

### 第18条 細則

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

### 第19条 発 効

本規約は、2019年4月1日より発効する。

（2020年3月2日第1条・第8条・第11条・第13条、2021年3月1日第2条、2022年2月15日第8条 改訂）